経済産業大臣 枝 野 幸 男 様

# 中小・小規模企業支援関連 事業等に対する要望書

平成24年8月28日

福島県商工会連合会 会 長 轡田 倉治

平素は、県内中小・小規模事業者に対する御支援並びに商工会の 事業推進につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げま す。

さて、東日本大地震と東京電力福島第一原子力発電所事故から 1年5カ月が経過しました。原発事故は被災地域を荒廃させ、全て を奪い、地域住民は県内外での厳しい避難生活を続けております。 そのような中、被災中小・小規模事業者は、事業再開に向けて懸命 に立ち上がろうと、様々な努力を重ね再起・再建へ向け必死に戦っ ております。

また、原発風評被害の影響はますます深刻化し、それは観光関連分野にとどまらず食品や工業製品の加工・製造分野など、県内のあらゆる産業に多大な打撃を与え続けており、長年培ってきた経営資源や経営環境が喪失してしまうことが懸念されております。

さらに、東日本大震災の影響、超円高と産業の空洞化、税や社会保障負担の増大など、その経営環境の悪化はより一層深刻さを増し、 県内中小・小規模事業は長期にわたる景気低迷の中、厳しい経営を強いられております。

こうした中小・小規模事業者を取り巻く経営環境の課題を克服し、 県内産業に活力を取り戻し、地域のコミュニティ機能を再生し、もって雇用や地域の暮らしに安定をもたらすためには、中小・小規模事業者への支援強化が必要不可欠であります。

つきましては、中小・小規模企業支援関連事業予算等に関する下 記の要望事項について特段のご高配を賜りますようお願い申し上げ ます。

#### <u>(1)福島復興再生特別措置法による各般の施策の確実かつ早期実行</u> について

原発事故による深刻かつ大きな被害を受けた福島県の復興・再生のために国の責務として策定された福島復興再生基本方針に基づく諸施策と特別措置については、具体的な施策等を早急に示し、十分な予算を確保し確実に実行すること。

特に、避難解除等区域の復興・再生の特別措置においては、地域住民の帰還や企業の事業再開が容易にできるよう、課税の特例措置や大幅な減税措置を早急に講じること。

#### (2) ふくしま産業復興企業立地補助金の予算拡充について

ふくしま産業復興企業立地補助金については原発事故後の県内産業の復興・再生と雇用創出のため、必要不可欠な施策であり、要望状況等現下の情勢を踏まえ大幅な予算拡充を図ること。

#### <u>(3) 既存企業の県外への流出防止と企業活動継続への支援策強化</u> <u>について</u>

原発事故による風評・間接被害により、経営が悪化し、県外へ企業活動拠点を移さざるを得ない状況を食い止めるためにも、既存地域での事業継続と復興を支援する、税制上、財政上の強力な支援を早急に講じること。

## (4) 原発事故の影響による風評被害払拭等のための事業予算の確保について

工業製品・加工食品等に対する取引企業、消費者の不安を払拭するための、正しい情報の発信と安心安全のPR等への支援強化を図り、風評被害払拭のための各種支援施策、事業活動に対する財政支援を図ること。

#### (5) 東北地方高速道路の無料措置について

東北地方の高速道路料金無料化措置は、風評被害に苦しむ中、観光客の誘客や復興に大きく貢献した。加えて、原発事故による避難住民等の移動手段にも効果的であったが、平成24年3月で中止となり、風評被害により経営の悪化が続いている観光関連の事業者は再び厳しい経営を強いられている。

ついては、今なお続く風評被害の改善と復興・再生の支援を加速させるため、再度高速道路の無料措置を講じること。

#### (6) JR只見線の早期復旧運行について

平成23年7月に発生した新潟・福島豪雨災害は、奥会津地域に 甚大な被害をもたらした。特に地域の基幹路線であるJR只見線は 只見川氾濫による鉄橋の落橋、土砂崩れにより線路が崩壊し、未だ に寸断された状態にある。地域住民は生活の交通基盤を失い、物流 と事業活動に極めて深刻な影響を及ぼしている。

ついては、只見川等河川の治水対策とJR只見線の早期復旧対応 について要望する。

#### (7)復興・再生に向けた中小・小規模企業支援策等の拡充強化及 び事業再開に対する財政等の支援について

## ①中小企業者復興支援事業(緊急雇用創出基金事業)の延長について

中小企業者の復興支援さらには放射能検査業務に従事するため商工会等に設置された「復興支援員」については、中小・小規模事業者の事業再建、復興支援等に必要不可欠であるため平成25年度以降についても設置されるよう強く要望する。

#### ②中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業にかかる事業継続 と拡充について

被災した中小・小規模事業者は復旧整備のため懸命に取り組んでいるところであるが、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の補助対象にならない企業も数多く残されている。また、今後避難地区商工業者の財物補償が決まることにより事業再開が見込まれるため、平成25年度も本事業を継続実施するとともに、個々のグループの状況に柔軟に対応できる仕組みづくりなど、事業の運用条件緩和について要望する。

#### ③特定地域中小企業特別資金の拡充について

- ・県内移転先での事業継続・再開向け融資についての取扱期間の 延長、貸付規模の拡大を要望する。
- ・解除区域等での事業継続・再開向け融資について貸付規模及び 融資限度額の拡大、返済・据置期間の延長、既往債務の借換え 容認等を要望する。
- ・業種転換や創業のための融資制度の創設について 特定地域中小企業特別資金の別枠で(無担保・無利子)の融 資制度の創設を要望する。
- ・風評及び間接被害対策のための融資制度の創設について 特定地域中小企業特別資金と同程度(無担保・無利子)の融資 制度の創設を要望する。

#### ④企業活動等への支援強化について

東日本大震災、原発事故による深刻かつ大きな被害を受けた福島県の復興・再生のため、企業活動に不可欠な電力の安定供給を確保、電気料金の全額補助、法人税・固定資産税等の課税免除を実施するとともに、県及び市町村の税収減に対して100%財源措置を講じるよう要望する。

#### ⑤商工会館の復旧建設費補助の継続と拡充について

商工会等施設復旧事業について、平成25年度以降も継続して予算化を要望する。特に原発事故により現在臨時事務所を構えている 避難指示区域等商工会が警戒区域の見直しにより、商工会館の移転 を余儀なくされることが想定されるため、十分な予算措置を講じるよう要望する。

#### (8)原発事故による全ての損害賠償金に対する免税措置等の導入 について

減収分等に対して支払われる賠償金については、通常の場合における税制上の取扱いとは異なるため免税措置を講じるよう要望する。 特に、不動産、建物等の財物賠償金については、移転先での事業 再開等に必要な資金として賠償されるものであることから、税制の 在り方を踏まえながら、被害者救済の視点を十分に反映し免税とし て扱うことを要望する。

### (9)復興・再生に向けた原子力損害賠償に対する支援要望

次に掲げる原子力損害賠償が実現するよう支援を要望する。

- ①全ての損害賠償請求にかかる確実かつ迅速な対応について国による支援体制の強化をすること。
- ②間接被害、風評被害の影響による財物価値の減損に対する賠償をすること。
- ③いわゆる「のれん代」やブランド、知的財産権を含む無形財産に 対する賠償をすること。
- ④事業者等が自ら行う除染等に関わる費用についての賠償をする こと。
- ⑤避難区域等の除染関連事業における地元企業の積極的活用と東京電力(株)の工事及び物品調達等における地元企業への優先的発注について国による支援をすること。
- ⑥原発事故以前の経営状況を取り戻すため、特別の努力により確保 した収益について原発事故直後(平成23年4月以降)から減額 することなく、完全賠償すること。



### 福島県商工会連合会

〒960-8053 福島市三河南町 1 番 20 号(コラッセふくしま 9F) TEL (024)525-3411(代) FAX(024)525-3413 復興大臣 平 野 達 男 様

# 中小・小規模企業支援関連 事業等に対する要望書

平成24年8月28日

福島県商工会連合会 会 長 轡田 倉治

平素は、県内中小・小規模事業者に対する御支援並びに商工会の 事業推進につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げま す。

さて、東日本大地震と東京電力福島第一原子力発電所事故から 1年5カ月が経過しました。原発事故は被災地域を荒廃させ、全て を奪い、地域住民は県内外での厳しい避難生活を続けております。 そのような中、被災中小・小規模事業者は、事業再開に向けて懸命 に立ち上がろうと、様々な努力を重ね再起・再建へ向け必死に戦っ ております。

また、原発風評被害の影響はますます深刻化し、それは観光関連分野にとどまらず食品や工業製品の加工・製造分野など、県内のあらゆる産業に多大な打撃を与え続けており、長年培ってきた経営資源や経営環境が喪失してしまうことが懸念されております。

さらに、東日本大震災の影響、超円高と産業の空洞化、税や社会保障負担の増大など、その経営環境の悪化はより一層深刻さを増し、 県内中小・小規模事業は長期にわたる景気低迷の中、厳しい経営を強いられております。

こうした中小・小規模事業者を取り巻く経営環境の課題を克服し、 県内産業に活力を取り戻し、地域のコミュニティ機能を再生し、もって雇用や地域の暮らしに安定をもたらすためには、中小・小規模事業者への支援強化が必要不可欠であります。

つきましては、中小・小規模企業支援関連事業予算等に関する下 記の要望事項について特段のご高配を賜りますようお願い申し上げ ます。

#### <u>(1)福島復興再生特別措置法による各般の施策の確実かつ早期実行</u> について

原発事故による深刻かつ大きな被害を受けた福島県の復興・再生のために国の責務として策定された福島復興再生基本方針に基づく諸施策と特別措置については、具体的な施策等を早急に示し、十分な予算を確保し確実に実行すること。

特に、避難解除等区域の復興・再生の特別措置においては、地域住民の帰還や企業の事業再開が容易にできるよう、課税の特例措置や大幅な減税措置を早急に講じること。

#### (2) ふくしま産業復興企業立地補助金の予算拡充について

ふくしま産業復興企業立地補助金については原発事故後の県内産業の復興・再生と雇用創出のため、必要不可欠な施策であり、要望状況等現下の情勢を踏まえ大幅な予算拡充を図ること。

#### <u>(3) 既存企業の県外への流出防止と企業活動継続への支援策強化</u> <u>について</u>

原発事故による風評・間接被害により、経営が悪化し、県外へ企業活動拠点を移さざるを得ない状況を食い止めるためにも、既存地域での事業継続と復興を支援する、税制上、財政上の強力な支援を早急に講じること。

## (4) 原発事故の影響による風評被害払拭等のための事業予算の確保について

工業製品・加工食品等に対する取引企業、消費者の不安を払拭するための、正しい情報の発信と安心安全のPR等への支援強化を図り、風評被害払拭のための各種支援施策、事業活動に対する財政支援を図ること。

#### (5) 東北地方高速道路の無料措置について

東北地方の高速道路料金無料化措置は、風評被害に苦しむ中、観光客の誘客や復興に大きく貢献した。加えて、原発事故による避難住民等の移動手段にも効果的であったが、平成24年3月で中止となり、風評被害により経営の悪化が続いている観光関連の事業者は再び厳しい経営を強いられている。

ついては、今なお続く風評被害の改善と復興・再生の支援を加速させるため、再度高速道路の無料措置を講じること。

#### (6) JR只見線の早期復旧運行について

平成23年7月に発生した新潟・福島豪雨災害は、奥会津地域に 甚大な被害をもたらした。特に地域の基幹路線であるJR只見線は 只見川氾濫による鉄橋の落橋、土砂崩れにより線路が崩壊し、未だ に寸断された状態にある。地域住民は生活の交通基盤を失い、物流 と事業活動に極めて深刻な影響を及ぼしている。

ついては、只見川等河川の治水対策とJR只見線の早期復旧対応 について要望する。

#### (7)復興・再生に向けた中小・小規模企業支援策等の拡充強化及 び事業再開に対する財政等の支援について

## ①中小企業者復興支援事業(緊急雇用創出基金事業)の延長について

中小企業者の復興支援さらには放射能検査業務に従事するため商工会等に設置された「復興支援員」については、中小・小規模事業者の事業再建、復興支援等に必要不可欠であるため平成25年度以降についても設置されるよう強く要望する。

#### ②中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業にかかる事業継続 と拡充について

被災した中小・小規模事業者は復旧整備のため懸命に取り組んでいるところであるが、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の補助対象にならない企業も数多く残されている。また、今後避難地区商工業者の財物補償が決まることにより事業再開が見込まれるため、平成25年度も本事業を継続実施するとともに、個々のグループの状況に柔軟に対応できる仕組みづくりなど、事業の運用条件緩和について要望する。

#### ③特定地域中小企業特別資金の拡充について

- ・県内移転先での事業継続・再開向け融資についての取扱期間の 延長、貸付規模の拡大を要望する。
- ・解除区域等での事業継続・再開向け融資について貸付規模及び 融資限度額の拡大、返済・据置期間の延長、既往債務の借換え 容認等を要望する。
- ・業種転換や創業のための融資制度の創設について 特定地域中小企業特別資金の別枠で(無担保・無利子)の融 資制度の創設を要望する。
- ・風評及び間接被害対策のための融資制度の創設について 特定地域中小企業特別資金と同程度(無担保・無利子)の融資 制度の創設を要望する。

#### ④企業活動等への支援強化について

東日本大震災、原発事故による深刻かつ大きな被害を受けた福島県の復興・再生のため、企業活動に不可欠な電力の安定供給を確保、電気料金の全額補助、法人税・固定資産税等の課税免除を実施するとともに、県及び市町村の税収減に対して100%財源措置を講じるよう要望する。

#### ⑤商工会館の復旧建設費補助の継続と拡充について

商工会等施設復旧事業について、平成25年度以降も継続して予算化を要望する。特に原発事故により現在臨時事務所を構えている 避難指示区域等商工会が警戒区域の見直しにより、商工会館の移転 を余儀なくされることが想定されるため、十分な予算措置を講じるよう要望する。

#### (8)原発事故による全ての損害賠償金に対する免税措置等の導入 について

減収分等に対して支払われる賠償金については、通常の場合における税制上の取扱いとは異なるため免税措置を講じるよう要望する。 特に、不動産、建物等の財物賠償金については、移転先での事業 再開等に必要な資金として賠償されるものであることから、税制の 在り方を踏まえながら、被害者救済の視点を十分に反映し免税とし て扱うことを要望する。

### (9)復興・再生に向けた原子力損害賠償に対する支援要望

次に掲げる原子力損害賠償が実現するよう支援を要望する。

- ①全ての損害賠償請求にかかる確実かつ迅速な対応について国による支援体制の強化をすること。
- ②間接被害、風評被害の影響による財物価値の減損に対する賠償をすること。
- ③いわゆる「のれん代」やブランド、知的財産権を含む無形財産に 対する賠償をすること。
- ④事業者等が自ら行う除染等に関わる費用についての賠償をする こと。
- ⑤避難区域等の除染関連事業における地元企業の積極的活用と東京電力(株)の工事及び物品調達等における地元企業への優先的発注について国による支援をすること。
- ⑥原発事故以前の経営状況を取り戻すため、特別の努力により確保 した収益について原発事故直後(平成23年4月以降)から減額 することなく、完全賠償すること。



### 福島県商工会連合会

〒960-8053 福島市三河南町 1 番 20 号(コラッセふくしま 9F) TEL (024)525-3411(代) FAX(024)525-3413 環境大臣 細 野 豪 志 様

# 中小・小規模企業支援関連 事業等に対する要望書

平成24年8月28日

福島県商工会連合会 会 長 轡田 倉治

平素は、県内中小・小規模事業者に対する御支援並びに商工会の 事業推進につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げま す。

さて、東日本大地震と東京電力福島第一原子力発電所事故から 1年5カ月が経過しました。原発事故は被災地域を荒廃させ、全て を奪い、地域住民は県内外での厳しい避難生活を続けております。 そのような中、被災中小・小規模事業者は、事業再開に向けて懸命 に立ち上がろうと、様々な努力を重ね再起・再建へ向け必死に戦っ ております。

また、原発風評被害の影響はますます深刻化し、それは観光関連分野にとどまらず食品や工業製品の加工・製造分野など、県内のあらゆる産業に多大な打撃を与え続けており、長年培ってきた経営資源や経営環境が喪失してしまうことが懸念されております。

さらに、東日本大震災の影響、超円高と産業の空洞化、税や社会保障負担の増大など、その経営環境の悪化はより一層深刻さを増し、 県内中小・小規模事業は長期にわたる景気低迷の中、厳しい経営を強いられております。

こうした中小・小規模事業者を取り巻く経営環境の課題を克服し、 県内産業に活力を取り戻し、地域のコミュニティ機能を再生し、も って雇用や地域の暮らしに安定をもたらすためには、中小・小規模事 業者への支援強化が必要不可欠であります。

つきましては、中小・小規模企業支援関連事業予算等に関する下 記の要望事項について特段のご高配を賜りますようお願い申し上げ ます。

#### <u>(1)福島復興再生特別措置法による各般の施策の確実かつ早期実行</u> について

原発事故による深刻かつ大きな被害を受けた福島県の復興・再生のために国の責務として策定された福島復興再生基本方針に基づく諸施策と特別措置については、具体的な施策等を早急に示し、十分な予算を確保し確実に実行すること。

特に、避難解除等区域の復興・再生の特別措置においては、地域住民の帰還や企業の事業再開が容易にできるよう、課税の特例措置や大幅な減税措置を早急に講じること。

#### (2) ふくしま産業復興企業立地補助金の予算拡充について

ふくしま産業復興企業立地補助金については原発事故後の県内産業の復興・再生と雇用創出のため、必要不可欠な施策であり、要望状況等現下の情勢を踏まえ大幅な予算拡充を図ること。

#### <u>(3) 既存企業の県外への流出防止と企業活動継続への支援策強化</u> <u>について</u>

原発事故による風評・間接被害により、経営が悪化し、県外へ企業活動拠点を移さざるを得ない状況を食い止めるためにも、既存地域での事業継続と復興を支援する、税制上、財政上の強力な支援を早急に講じること。

## (4) 原発事故の影響による風評被害払拭等のための事業予算の確保について

工業製品・加工食品等に対する取引企業、消費者の不安を払拭するための、正しい情報の発信と安心安全のPR等への支援強化を図り、風評被害払拭のための各種支援施策、事業活動に対する財政支援を図ること。

#### (5) 東北地方高速道路の無料措置について

東北地方の高速道路料金無料化措置は、風評被害に苦しむ中、観光客の誘客や復興に大きく貢献した。加えて、原発事故による避難住民等の移動手段にも効果的であったが、平成24年3月で中止となり、風評被害により経営の悪化が続いている観光関連の事業者は再び厳しい経営を強いられている。

ついては、今なお続く風評被害の改善と復興・再生の支援を加速させるため、再度高速道路の無料措置を講じること。

#### (6) JR只見線の早期復旧運行について

平成23年7月に発生した新潟・福島豪雨災害は、奥会津地域に 甚大な被害をもたらした。特に地域の基幹路線であるJR只見線は 只見川氾濫による鉄橋の落橋、土砂崩れにより線路が崩壊し、未だ に寸断された状態にある。地域住民は生活の交通基盤を失い、物流 と事業活動に極めて深刻な影響を及ぼしている。

ついては、只見川等河川の治水対策とJR只見線の早期復旧対応 について要望する。

#### (7)復興・再生に向けた中小・小規模企業支援策等の拡充強化及 び事業再開に対する財政等の支援について

## ①中小企業者復興支援事業(緊急雇用創出基金事業)の延長について

中小企業者の復興支援さらには放射能検査業務に従事するため商工会等に設置された「復興支援員」については、中小・小規模事業者の事業再建、復興支援等に必要不可欠であるため平成25年度以降についても設置されるよう強く要望する。

#### ②中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業にかかる事業継続 と拡充について

被災した中小・小規模事業者は復旧整備のため懸命に取り組んでいるところであるが、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の補助対象にならない企業も数多く残されている。また、今後避難地区商工業者の財物補償が決まることにより事業再開が見込まれるため、平成25年度も本事業を継続実施するとともに、個々のグループの状況に柔軟に対応できる仕組みづくりなど、事業の運用条件緩和について要望する。

#### ③特定地域中小企業特別資金の拡充について

- ・県内移転先での事業継続・再開向け融資についての取扱期間の 延長、貸付規模の拡大を要望する。
- ・解除区域等での事業継続・再開向け融資について貸付規模及び 融資限度額の拡大、返済・据置期間の延長、既往債務の借換え 容認等を要望する。
- ・業種転換や創業のための融資制度の創設について 特定地域中小企業特別資金の別枠で(無担保・無利子)の融 資制度の創設を要望する。
- ・風評及び間接被害対策のための融資制度の創設について 特定地域中小企業特別資金と同程度(無担保・無利子)の融資 制度の創設を要望する。

#### ④企業活動等への支援強化について

東日本大震災、原発事故による深刻かつ大きな被害を受けた福島県の復興・再生のため、企業活動に不可欠な電力の安定供給を確保、電気料金の全額補助、法人税・固定資産税等の課税免除を実施するとともに、県及び市町村の税収減に対して100%財源措置を講じるよう要望する。

#### ⑤商工会館の復旧建設費補助の継続と拡充について

商工会等施設復旧事業について、平成25年度以降も継続して予算化を要望する。特に原発事故により現在臨時事務所を構えている 避難指示区域等商工会が警戒区域の見直しにより、商工会館の移転 を余儀なくされることが想定されるため、十分な予算措置を講じるよう要望する。

#### (8)原発事故による全ての損害賠償金に対する免税措置等の導入 について

減収分等に対して支払われる賠償金については、通常の場合における税制上の取扱いとは異なるため免税措置を講じるよう要望する。 特に、不動産、建物等の財物賠償金については、移転先での事業 再開等に必要な資金として賠償されるものであることから、税制の 在り方を踏まえながら、被害者救済の視点を十分に反映し免税とし て扱うことを要望する。

### (9)復興・再生に向けた原子力損害賠償に対する支援要望

次に掲げる原子力損害賠償が実現するよう支援を要望する。

- ①全ての損害賠償請求にかかる確実かつ迅速な対応について国による支援体制の強化をすること。
- ②間接被害、風評被害の影響による財物価値の減損に対する賠償をすること。
- ③いわゆる「のれん代」やブランド、知的財産権を含む無形財産に 対する賠償をすること。
- ④事業者等が自ら行う除染等に関わる費用についての賠償をする こと。
- ⑤避難区域等の除染関連事業における地元企業の積極的活用と東京電力(株)の工事及び物品調達等における地元企業への優先的発注について国による支援をすること。
- ⑥原発事故以前の経営状況を取り戻すため、特別の努力により確保 した収益について原発事故直後(平成23年4月以降)から減額 することなく、完全賠償すること。



### 福島県商工会連合会

〒960-8053 福島市三河南町 1 番 20 号(コラッセふくしま 9F) TEL (024)525-3411(代) FAX(024)525-3413